

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム白い石

運 営 規 定

（目的）

第1条 医療法人「透現」が運営する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあつては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあつては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供する

に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

- 7 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 グループホーム 白い石
- (2) 所在地 佐賀県杵島郡白石町福吉1808番地

(従業者の職種、員数)

第4条 事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 (常勤職員) 1人
- (2) 計画作成担当者 1人以上
- (3) 介護職員 3人以上 (うち2人は管理者・計画作成担当者)
夜間及び深夜の時間帯は常時1人配置
- (4) 看護師 1人以上 (介護老人保健施設白い石との併任)

(従業者の職務内容)

第5条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護職員は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。
- (4) 看護師は、敷地内に併設している介護老人保健施設の看護師と医療連携を結んでいるため、24時間にわたり緊急時等に備え連絡できる体制が出来ており、利用者の病状に応じた状態の判断や、看護的な観察及び処置を行い、且つ当事業所の職員に対し医療面からの適切な指導や援助を行う。

- 2 事業所は共同生活住居に、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させる

のに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

- 3 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 4 計画作成担当者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。
- 5 計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものとする。

(指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、9名とする。

(サービスの内容)

第7条 本事業所で行う認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(管理者及びその管理)

第8条 事業所は共同生活住居に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務に従事することができるものとする。

- 2 管理者は、適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 3 管理者は、同時に介護保険施設、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理するものであってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りではない。

(事業所の代表者)

第9条 事業所の代表者は、保健医療サービス又は福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

(定員の遵守)

第 10 条 事業所は、入居定員（9名）及び居室の定員(1名) 超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(入退居)

第 11 条 認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

- 2 事業所は、入居申し込み者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申し込み者が認知症の状態にある者であることの確認をしなければならない。
- 3 事業所は、入居申し込み者が入院治療を要する者であること等入居申し込み者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 事業所は、入居申し込み者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 事業所は、利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 6 事業所は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(短期利用認知症対応型共同生活介護)

第 12 条 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕（以下「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき 1 名とする。
- 3 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ 30 日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の

経費については入居者ではなく、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。

- 6 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(短期利用共同生活介護の料金については別紙短期利用共同生活介護料金表参照)

(介護計画の作成)

第 13 条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

- 3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付するものとする。

- 4 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 14 条 事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、入居申し込み者又はその家族に対し、運営規定の概要、介護従業者の勤務の体制その他の入居申し込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について入居申し込み者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第 15 条 事業所は、正当な理由なく認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならないものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第 16 条 認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者（要支援者）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者

(3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。
- 5 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。

(受給資格等の確認)

第 17 条 事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 事業所は、前項の被保険者証に、法第 78 条の 3 第 2 項に規定する認定審査会意見に配慮して、認知症対応型共同生活介護を提供するように努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第 18 条 事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない入居申し込み者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該入居申し込み者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 事業所は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 19 条 事業所は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。

- 2 事業所は、利用者が日常生活を営む上で行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

- 3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針)

第 20 条 認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえて、妥当適切に行うものとする。

- 2 認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。

- 3 認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

- 4 共同生活住居における介護従業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

- 5 事業所は、自らその提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(介護等)

第 21 条 介護は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第 22 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(サービスの提供の記録)

第 23 条 事業所は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 事業所は、認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの

内容等の記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(利用料等の受領)

第20条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) おむつ代

(3) 理美容代

(4) 前3号に掲げるもののほか、認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 1～3項に掲げる費用は、別途料金表をご覧ください。

5 事業所は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(身体の拘束等)

第21条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第22条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(面会時間等)

第23条 家族等の面会時間は午前9時～16時とし、来訪者は面会記録簿に氏名等を記入するものとする。来訪者が宿泊する場合には、必ず許可を得るものとする。

- 2 利用者の外出・外泊の際には、「外出・外泊届」に記入し、職員に申し出るものとする。
- 3 利用者は共同生活住居内の居室や設備、器具を本来の用法に従って利用するものとする。これに反した利用により破損等が生じた場合には、弁償を求めることができるものとする。又、退居時の居室修復費用は、請求できるものとする。
- 4 利用者は決められた場所以外では喫煙出来ないものとする。
- 5 利用者は騒音等他の利用者の迷惑になる行為をしないものとする。又、やみくもに他の利用者の居室等に立ち入らないものとする。
- 6 事業所は、原則として利用者の現金及び所持金の管理を行わないものとする。但し、利用者の日常生活においても通常必要となるものに係る生活費・日用費等については、その家族から直接所定の額を預かり、その収支を報告するものとする。
- 7 利用者は共同生活住居内へのペットの持ち込み及び動物の飼育を行わないものとする。

(非常災害対策)

第24条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、総括本部長を充てる。
- (2) 火元責任者には、総括本部長を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
- ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 25 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 26 条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(勤務体制の確保等)

第 27 条 事業所は、利用者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 前項の介護従事者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 事業所は、介護従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用者に関する保険者への通知)

第 28 条 事業所は、認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

① 正当な理由なしに認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第29条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(衛生管理等)

第30条 事業所は、利用者の使用する共同生活住居、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を適正に行うものとする。

2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(掲示)

第31条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、介護従業者の勤務の体制その他の入居申し込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとし、ウェブサイト(ホームページ、介護サービス情報公表システム)に掲載するものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護について)

第32条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべきものとする。

4 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あ

らかじめ書面により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第33条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

2 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

(苦情処理)

第34条 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

5 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(調査への協力等)

第35条 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携等)

第36条 事業所は、その運営に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在

する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の45第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

- 2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 4 事業所は、その運営に当たっては、提供した認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

（緊急時等の対応）

第37条 介護従業者は、現に認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第38条 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（協力医療機関等）

第39条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

協力医療機関

織田病院	住所	鹿島市高津原 4306
	電話番号	0954-63-3275
ふじい整形外科	住所	杵島郡白石町福吉 1820-1
	電話番号	0952-84-5880
まつお歯科医院	住所	杵島郡白石町福富下分 2827-37
	電話番号	0952-87-3223

（会計の区分）

第40条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

（記録の整備）

第41条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から2年間保存するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第42条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

- 1 ここでいう、(指定)認知症対応型共同生活介護は(指定)介護予防認知症対応型共同生活介護と読み替えることができる。又この場合、事業所とあるのは、(指定)介護予防認知症対応型共同生活介護事業所のことをいう。
- 2 1の「介護予防認知症対応型共同生活介護事業」の場合、運営規定内の「要介護」を「要支援」に、又、「居宅介護支援」を「介護予防支援」と読み替えるものとする。

この規定は、令和7年6月1日から施行する。